

武蔵村山市分別収集計画



武蔵村山市広報キャラクター
「M ザベス」



武蔵村山市広報キャラクター
「M ジロ」

令和7年8月
武蔵村山市

目 次

1	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
4	対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み・・・・・・・・	P 2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項・・・・・・・・	P 2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分・・・・・・・・	P 4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み・・・・・・・・	P 5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法・・・・・・・・	P 5
10	分別収集を実施する者に関する基本的事項・・・・・・・・	P 6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項・・・・・・・・	P 7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・	P 7

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本市が加入する東京たま広域資源循環組合では、最終処分場の延命化策として、エコセメント事業を平成18年度から稼働している。しかし、埋立量には限りがあり、また、当該処分場に代わる新たな処分場の候補地の目途も立っていないという厳しい状態となっている。

このような状況の中、一般廃棄物の減量及び資源の有効利用を図るため、市民、事業者及び国との連携の下、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第10条の規定に基づいて、容器包装廃棄物の適正な分別収集等を推進するため、法第8条第1項の規定により本計画を定めるものである。

本計画は、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進及び最終処分量の削減のため、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにすることにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画を推進することにより、容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）、廃棄物の減量による最終処分場の延命化及び資源の有効利用が進み、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を推進するに当たって、次のとおり基本的方向を以下に示す。

- (1) 適正排出及び排出抑制を推進し、不用物の最少化を最優先し、一般廃棄物処理基本計画（改訂版）で設定したごみの減量及び資源回収率の向上を図る。
- (2) 排出された廃棄物については、リユースを優先し、可能な限りリサイクルを行い、資源の回収に努め、資源化量の向上を図る。
- (3) 容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくりに努める。
- (4) 市民・事業者・行政が一体となった取組により循環型社会の構築を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改訂する。

4 対象品目

本計画における対象品目は、容器包装廃棄物のうち次のとおりとする。

- (1) スチール缶
- (2) アルミ缶
- (3) 無色ガラスびん
- (4) 茶色ガラスびん
- (5) その他ガラスびん
- (6) 紙パック
- (7) 段ボール
- (8) その他の紙
- (9) ペットボトル
- (10) その他のプラスチック製容器包装

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条2項第1号）

単位：t

区 分	構成比%	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
ごみ総排出量	100.0	16,882	16,736	16,594	16,442	16,292
スチール缶	0.5	79	78	78	77	76
アルミ缶	1.9	316	313	310	307	305
無色ガラスびん	0.8	143	142	141	139	138
茶色ガラスびん	0.6	102	101	100	99	98
その他ガラスびん	0.4	67	66	66	65	64
紙パック	0.9	149	147	146	145	143
段ボール	3.0	504	504	500	495	491
その他の紙	2.7	459	455	451	447	443
ペットボトル	1.7	293	290	288	285	283
その他のプラスチック製容器包装	7.5	1,271	1,262	1,250	1,240	1,228
容器包装廃棄物合計	20.0	3,383	3,358	3,330	3,299	3,269

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 市民・事業者への情報提供・指導の徹底

ア わかりやすい広報

市報、ホームページ、リサイクル情報誌、SNS等により、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等、ごみ処理状況についての情報を提供し、認識を深めていただく。

また、ごみ収集カレンダー、ごみ分別辞典の作成、ごみ分別アプリの普及啓発等により、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な排出に関する啓発活動に積極的に取り組む。

イ 説明会の実施

ごみ処理の方法等を変更するときは、市民・事業者に対する説明会を実施し、情報の周知徹底を図るものとし、必要に応じて市民や事業者の意見を把握する機会とする。

(2) 庁舎・公共施設の循環型社会の形成に向けた取組

市の本庁舎・出先機関では、資源分別などの4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）に率先して取り組むとともに、リサイクルの環を完成させるため、再生品の積極的な利用を推進する。

(3) ごみや環境に関する学習会等の提供

ア 市民、事業者等

市主催の出前講座や定期的なごみ処理施設見学会を開催し、多くの市民、事業者がごみや環境問題に関心を持つ機会を提供することにより、ライフスタイルの転換、市民参加の動機付け等を促す。

イ 次世代を担う子どもたち

小学生向けの小冊子を作成・配布し、次世代を担う子どもたちがごみ・環境問題に関心を持つようにする。

(4) 市民・事業所・行政三者の連携の推進

ア 市民活動の推進

奨励金制度による地域の集団回収活動の促進、補助金制度による生ごみの自家処理の促進、施設見学会を含めた市民勉強会の後援など、市民活動のサポート体制を充実させることにより、住民の環境意識の向上、廃棄物の排出抑制を図る。

イ レジ袋の利用削減の推進

市民がマイバッグを持参して、レジ袋を断ることが習慣化されるよう引き続き、マイバッグキャンペーン推進強化月間に市民等へ普及啓発を行う。

ウ 事業所のリサイクル・リユース活動への支援・指導

(ア) 市内事業者との連携を図り、エコショップ認定事業者の増加に努め、制度を通じて資源回収ボックスの設置等店舗の自主回収を指導、推進する。

(イ) 廃棄物の自己処理を指導する一方、リサイクルルートの開拓・紹介など、市として側面から支援を行う。

(ウ) 事業者等とリユースに関する協定を締結し、資源の循環に当たり、相互に連携を行う。

エ イベント等による啓発活動の推進

村山デエダラまつりと同時開催で「環境フェスタ」を実施し、リサイクル活動への市民参加を促し、4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）に関する啓発活動の推進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本計画において、分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類に応じた収集に係る分別の区分は、市民個々の理解と協力度合いのほか、リサイクル施設の能力及び最終処分場の残余量等を総合的に考慮して、次のとおりとする。

分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類	容器包装廃棄物の種類に応じた収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主としてガラス製の容器 ● 無色のガラス製容器 ● 茶色のガラス製容器 ● その他の色のガラス製容器	びん類
主として紙製であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	パック類
主として段ボール製の容器	段ボール類
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル類
主としてプラスチック製の容器であり上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装類

- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

特定分別基準適合物等の量の見込みは、次の表のとおりである。

単位：t

分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類	8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度
	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計
	引 渡 量	引 渡 量	引 渡 量	引 渡 量	引 渡 量
主としてスチール製の容器包装	78	78	78	78	78
	0	0	0	0	0
	78	78	78	78	78
主としてアルミ製の容器包装	310	310	311	312	312
	0	0	0	0	0
	310	310	311	312	312
無色のガラス製容器	143	143	143	144	144
	0	0	0	0	0
	143	143	143	144	144
茶色のガラス製容器	100	100	100	101	101
	0	0	0	0	0
	100	100	100	101	101
その他のガラス製容器	65	66	66	66	66
	0	0	0	0	0
	65	66	66	66	66
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0	0	0	0	0
主として段ボール製の容器	499	500	501	502	504
	0	0	0	0	0
	499	500	501	502	504
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの	287	288	289	289	290
	287	288	289	289	290
	0	0	0	0	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	850	852	854	855	857
	850	852	854	855	857
	0	0	0	0	0

- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みの算定方法は、次に示す方法で求めるものとする。

$$\left[\begin{array}{c} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{直近年度の特定} \\ \text{分別基準適合物} \\ \text{等の収集実績} \end{array} \right] \times \text{人口変動率}$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的事項（法第8条第2項第5号）

本市における分別収集の実施に当たっての「容器包装物以外の付着物や混入物の除去」及び「缶・びん・ペットボトル・プラスチック容器・紙パックのフタ取り、洗浄」については、排出の段階で実施するものとする。

容器包装廃棄物の種類に応じた収集に係る分別の区分に対する収集・運搬の頻度等については、次のとおりである。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬の頻度と事業主体	選別・保管の事業主体等
スチール缶	缶類	定期収集（隔週） 委託	武蔵村山市清掃 事業協同組合 （委託）
アルミ缶			
無色ガラス	ビン類	定期収集（隔週） 委託	
茶色ガラス			
その他ガラス			
紙パック	パック類	定期収集（月 3 ～ 4 回） 委託	
段ボール	段ボール類		
その他の紙	その他の紙類		
ペットボトル	ペットボトル類	定期収集（隔週） 委託	小平・村山・ 大和衛生組合
その他プラスチック	その他のプラスチック製 容器包装類	定期収集（週 1 回） 委託	

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類に応じた収集に係る分別の区分に対する施設等の概要は、次のとおりである。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
スチール缶	缶類	袋	3. 5 t パッカー車 2 t パッカー車 2 t 平ボディー車	武蔵村山市清 掃事業協同組 合 (委託)	
アルミ缶					
無色ガラス	びん類		2 t 平ボディー車		
茶色ガラス					
その他ガラス					
紙パック	パック類		袋又は 紐で結束		3. 5 t パッカー車 2 t パッカー車 2 t 平ボディー車
段ボール	段ボール類				
その他の紙	その他の紙類				
ペットボトル	ペットボトル類	袋	3. 5 t パッカー車 2 t パッカー車	小平・村山 ・大和衛生 組合	
その他プラスチック	その他のプラスチ ック製容器包装類				

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

廃棄物の排出量を最小限に抑えることを優先とするが、排出される廃棄物をいかに資源として有効に活用するか、市民・事業者・行政の三者が取り組むべき方向性、適切な収集及び処理の在り方等の施策を検討し実施する。具体的には、次に掲げることとなる。

(1) 分別収集の徹底

分別方法やリサイクルの重要性について、ホームページやごみ分別アプリ等を通じた普及啓発に努めるとともに、適正排出に向けた廃棄物減量等推進員による啓発活動を積極的に行う。

(2) 店頭回収の推進

資源の店頭回収等事業者の資源の自主処理が促進されるようなシステム形成を積極的に行う。

(3) 家庭ごみの有料化及び戸別収集によるごみの減量及び資源化の向上

適正排出及び排出抑制を推進し、不用物の最少化を最優先し、一般廃棄物処理基本計画（改訂版）で設定したごみの減量及び資源回収率の向上を図り、併せて分別意識の向上も図る。